

2011年(平成23年)2月15日(火曜日)

3版 総合 2

国際結婚が破綻すると子どもの扱いをめぐって国境を越えた争いが起きる。それに対処する国際ルールを定めた「ハーグ条約」に加盟するかどうか、検討が本格化している。国内の賛否は拮抗しているが、欧米からの圧力は強まる一方で、政府は加盟へとかじを切りつつあるようみえる。

■ ■ ■

条約の正式名称は「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」。16歳未満の子が定住する国から親の片方によって一方的に国外に連れ去られた場合、連れ去られた先の国が定住国に子を送り返す義務を負うというのが、条約の趣旨だ。そのうえで、定住していた国の行政機関や裁判

所が子の扱いを決める」とになる。

現在、条約には欧州や北米、南米諸国を中心とする84カ国が加盟している。主要7カ国(G7)で非加盟のは日本だけだ。

国際結婚をして外国に住む日本人女性が、結婚が破綻したため子を連れ院と仏上院では、日本に

圧力をかける——。条約をめぐって起きているのは、こうした動きだ。

これに対し、帰国した外務省によると、日本人女性には家庭内暴

人による一方的な子の連れ去りが問題になつていて、これは、米国100件、英國38件、カナダ37件、フランス30件など。米下院と仏上院では、日本に

費用や言葉の壁、人種差

かきな理由にしてきた。外國で裁判になつた場合の一時帰国に許可が出ないという事態も起きている。日本が条約に非加盟だからだ。条

約非加盟で日本人が被つている不利益

1月に就任した江田五月法相は条約加盟に積極的な姿勢を表明。同月には加盟について検討する

子の返還を求める訴えは約1300件。このうち、連れ去られた先の裁判所が返還要請を拒否した例が20%あった。条約が「返還が子どもの心身に重大な危険を及ぼす場合」などの例外規定を設けていたからだ。

## 子の返還巡る争い多発

ニュースの  
わけ  
理由



フランス上院は日本の条約への早期加盟を求める決議を可決(1月25日)

共同

て帰国する。しかし、外國人の父親は納得せず子を返すよう求める。その声を受け、各国が日本に別意識などへの懸念も、日本から出ている。他方、日本にいた子が外国人に一方的に国外に連れ去られた例も、去られた例も、返す手続きを日本側が進めて探し、定住国へ送り返されれば、日本に連れ帰られた子を外國の求めに応じて探し、定住国へ送り返す手続を進めることになる。ただし、返還は義務づけられていいわけではない。

条約事務局によると、2003年に加盟国間で(編集委員 小林省太)

の観点を第一に」と福山副長官は強調している。その観点が不可欠なのは言つまでもない。